破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５７５号
札幌市中央区南４条西10丁目1004番地１　南４条ユニハウス609号
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８１号
札幌市白石区東札幌４条２丁目５番17号　東札幌メゾンＫ一102号
債務者　水島　紀明
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６５４号
札幌市西区八軒９条西10丁目５番１号　キャッスル102号
債務者　菅原　寛美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７７０号
札幌市北区北31条西８丁目１番２号
債務者　熊谷　章夫
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７７５号
札幌市白石区川下３条４丁目５番19号　クレール川下102号
債務者　齊藤　芳子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７９５号
札幌市南区定山渓温泉東４丁目303番地１　はまなすマンション408号
債務者　田辺　裕大
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８００号
札幌市北区新琴似８条11丁目１番52号　サンガーデン新琴似Ｂ　102号
債務者　堂藤　　剛
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８０１号
札幌市北区新琴似８条11丁目１番52号　サンガーデン新琴似Ｂ　102号
債務者　堂藤　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４８号
札幌市手稲区稲穂３条１丁目３番17―205号
債務者　瓜田きさ子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８６３号
札幌市手稲区手稲本町４条２丁目２番２―304号
債務者　森下登美子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８６９号
札幌市北区麻生町５丁目８番20―702号
債務者　澤田　知里
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１１号
北海道釧路郡釧路町曙１丁目２番地13　グループホームめぐみ野、申立前の住所北海道釧路郡釧路町字達古武27番地211
債務者　金谷　信夫
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４０号
千葉県東金市田間1961番地
債務者　酒井　ゆか
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第６９号
千葉県旭市後草80番地６
債務者　斎藤　拓也
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第７２号
千葉県旭市後草1836番地２　ザプラン23号
債務者　稲村　暢亮
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１４号
新潟県三条市石上３丁目４番13号
債務者　高橋智枝子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　新潟地方裁判所三条支部